

令和2年7月2日

生徒の皆様
保護者の皆様

県立白山高等学校
校長 中野 真理

「ビジサポ学校賠償プラン及びPTA賠償責任保険」の導入について（お知らせ）

盛夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年4月から「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されております。本校におきまして学校管理下における災害等への補償内容をより一層充実させるため、加入する保険を見直し、令和2年4月から日新火災の「ビジサポ学校賠償プラン及びPTA賠償責任保険」に加入することとしました。その概要は裏面のとおりです。

なお、個人の責任を補償するという性質上、保険料は今年度徴収分のPTA会費から充当させていただきますが、PTAの加入の有無にかかわらず、本保険にご加入くださいますようお願い申し上げます。

また、保険対象となる事故が発生した場合は、副校長宛にご連絡くださいますよう、併せてお願いします。

- 1 補償額：賠償限度額：対人事故・対物事故とも共通で1事故1億円（免責なし）
被害者見舞費用限度額：1事故につき身体・財物ともに10万円限度
- 2 掛け金：PTA負担分、生徒1名当たり 450円
- 3 支払方法：PTA会費から充当いたします

（ 問合せ先
副校長 水野
電 話 (045)933-2233 ）

「ビジサポ学校賠償プラン及びP T A賠償責任保険」の概要

1 概要

「ビジサポ学校賠償プラン」は学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の生徒の行為に起因する賠償事故を補償します。

「P T A賠償責任保険」はP T A活動に起因する賠償事故、および生徒の個人行為に起因する賠償事故を補償します。

《基本補償》

学校の施設の使用・管理や教育業務の遂行に起因して、生徒・児童その他第三者にケガをさせたり第三者の物を壊した場合、学校（教職員を含みます）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保します。

さらに生徒の個人行為によって、他の生徒・児童その他三者に損害をあたえた場合、これらの方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を24時間補償します。

また本来損害賠償責任が発生しない同一スポーツ中での事故についても身体・財物ともに最高1事故10万円までの被害者見舞費用が支払われます。

2 対象となる事故の例

〈施設業務事故・個人行為事故〉

- 生徒が部活動の試合の為に自転車で移動する際、お年寄りにぶつかり、転倒させけがを負わせた。
- 体育の授業が終わり、教室に戻ると制服が盗難にあっていた。（個人の管理下にある場合は対象外）

〈被害者見舞費用〉

- 体育の授業中に相手が蹴ったボールが顔面にあたり眼鏡を破損させた。

〈P T Aの責任による事故〉

- 文化祭でP T Aが立てたテントが倒れ、来場者にケガをさせた。



《ビジサポ学校賠償プラン賠償限度額》

基本補償 身体・財物 1事故につき1億円（自己負担なし）

被害者見舞費用 身体・財物ともに1事故10万円

《P T A賠償責任保険賠償限度額》

P T A活動に伴う賠償責任 身体1名につき5,000万円 1事故につき5億円（自己負担額 1,000円）

保管物賠償責任 財物 1事故につき5,000万円（自己負担額 1,000円）

生徒個人責任 財物 保険期間中500万円（自己負担額 5,000円）

生徒個人責任 身体・財物共通 1事故につき1億円（自己負担額なし）